

将監小学校いじめ防止等対策の概要

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法

【総則】

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

- 文部科学省
いじめ防止対策推進法
(平成25年6.28公布 法律71号)
- 第一章 総則
 - 第二章 いじめ防止基本方針等
 - 第三章 基本的施策
 - 第四章 いじめの防止等に関する措置
 - 第五章 重大事態への対処
 - 第六章 雑則

仙台市の基本方針(中間)

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等に関する基本的考え方

「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校づくり」を進めながら、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

将監小の基本方針

●いじめの防止

- 【いじめはしない・させない・許さない】をモットーにどの子にも起こりうるという認識をもち、すべての児童を対象にいじめを生まない学校環境をつくっていく。
- いじめを生まない「かかわる力」の育成
よりよい人間関係の構築 道徳教育の充実
すべての児童を対象にした人権教育・防犯教室の実施
防災教育による「自助・共助」の力の高揚
自分づくり教育を通じた未来への希望や夢の構築
- いじめの早期発見・早期対応
適切な児童理解 教師と児童との円滑な人間関係
いじめ調査の定期的実施 教育相談体制の充実
学校組織としての対応（生徒指導体制の充実）
関係機関との連携促進 校内研修の実施
- 家庭・地域との連携
情報の収集・交換 児童を見守る複数の目
いじめ防止のための広報・啓発（プリント・WEBページ）

いじめの防止

- ・いじめはどの子にも起こりうるということを踏まえ、全児童を対象にいじめに向かわせない、よりよいかかわる力を全教育課程の中ではぐくむ（コミュニケーション力・思いやりの心）
- ・互いに協力し、よさを認め合いながら授業や行事に主体的に参加できる授業づくり・集団づくりを行う
- ・教職員が「かかわり方の模範」となるよう言動に留意し、指導のあり方に細心の注意を払う

具体的ないじめの態様例

- ・冷やかしかからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる

学校いじめ防止等対策委員会

校長 教頭 教務主任 特別支援Co 養護教諭
いじめ対策担当 生徒指導主任 教育相談担当
学年主任 当該学級担任 SC

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる
- ・いじめの相談・通報の窓口となる
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめを認識したときは緊急会議を開き、情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携など組織的な対応の中核となる

重大事態発生

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 児童が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - 年間30日を目安とする。但し一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査する。

客観的な事実関係の調査

当該児童から聞き取り
周囲の関係者への確認

仙台市教育委員会へ報告→市長へ
(必要に応じ児童相談所・警察)

早急の対応

当該児童への指導と被害児童の保護
関係保護者への説明と協力依頼

将監小いじめ調査委員会 校長による設置

早期改善と事後指導、保護者への情報提供、心のケアサポート
学校復帰支援、学習支援、マスコミ対応

◎校長,教頭,教務主任,学年主任,養護教諭,いじめ対策主任 生徒指導主任,
特別支援Co, 教育相談担当,当該学年担任,スクールカウンセラー
学校外部の第三者を構成員とする(学校評議員・PTA 役員・民生委など)